

平成23年4月3日

東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部への要請 ＜第6弾-パートⅡ＞

東北志士の会 代表
自由民主党福島県第二選挙区支部長
郡山市防災対策アドバイザー

根本 匠

農家の声を聞け！地域の声を聞け！責任ある政治の実行を！

郡山市をはじめ福島県においては、「地震」「津波」による被害に加え、「原発事故」による避難・退去から、農産物等の風評被害が、加速度的に拡がりつつある。

特に、農産物の出荷制限、摂取制限による直接被害にとどまらず、対象とならない安全な農産物、加工食品の価格下落、返品、観光客のキャンセルなど、観光業にまで、風評被害（二次被害）は及んでおり、このままでは、地域経済が崩壊する。

場当たりの政治主導をやめて、問題の本質を見極め、現場で起こっている事実をきちんと把握し、現場の声を吸い上げ、冷静な政策対応、大局を見据えた真の政治主導により、この難局を乗り切らなければならない。

I. 政治は説明責任を果たせ！

放射線の影響の出していない地域については、即刻、規制を解除せよ。
事実と科学的な根拠にもとづき合理的な規制へ。

福島第一原発からの放射線は、3月13日から17日にかけて起こった爆発・火災によって、飛散したもの。3月18日以降は、発生源である原発周辺からの放射能は、減少してきている。現状で推移する限り、今後、汚染が拡大するとは考えられない。

緊急事態を想定して出された『出荷制限』に関する総理の指示については、即刻、その必要な限度に限定して、影響の出なかった地域に対する規制は解除すべきである。

また、当時の気象（風・雨）を踏まえ、放射能汚染が土壌や農作物に影響を及ぼす可能性のある範囲を明確にするとともに、これまでに基準値を超えていた地域についても、基準を下回った場合には、その内容について、政府が責任を持って、広報せよ。

※ 不必要な規制による損害【二次被害】の責任は、東京電力だけではなく、規制を行った内閣にある。場当たりの政治が招いた膨大な損害賠償は内閣が責任を持って！

Ⅱ. 『出荷制限』『摂取制限』を、科学的、合理的に絞り込め！

現在行われている出荷制限は、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により、県単位で、品目を指定して、各自治体から関係事業者等に対し、出荷を控えるよう要請する旨、総理が指示したものであり、本来の食品衛生法を超えて、汚染されていない食品の出荷制限にまで拡げている。

この指示は、原子力対策本部長（総理）が、「緊急事態応急処置実施区域」における「緊急事態応急対策」を的確かつ迅速に実施するため、「特に必要があると認めるとき」に「その必要な限度において」行うことが出来ると規定されている。「緊急事態応急対策」には、その業務として、「飲食物の摂取制限、汚染食品の出荷制限等（26条1項に関する業務）」が含まれる。

「緊急事態応急対策」は、当時の気象（風・雨）を踏まえ、放射能汚染が土壌や農作物に影響を及ぼす可能性のある範囲が中心であり、その区域を超える対策には、合理性が必要だ。

総理の指示権限には、「その必要な限度において、」という限定が付けられており、食の安全を考慮しても、あきらかに基準値を超えていないもの、検出されていない地域にまで、出荷制限、摂取制限を行うことは、科学的には根拠がなく、風評被害を助長しており、合理的な判断か疑問である。

総理の指示権限は、原子力災害という非常事態の危機管理の観点から与えられたものであり、総理の裁量の余地が大きいだけに、その判断の妥当性・合理性、総理の危機管理能力が問われる。

早急に、詳細なモニタリングや検査を連続的に行い、その結果にもとづき、規制値を下回るものは、早期に解除すると共に、産地表示をより詳細化にすることにより、出荷制限地域の指定を、必要な地域に絞り込むべきである。

Ⅲ. 『暫定規制値』についての正しい説明をせよ！

1、原災法の運用が不安をあおる。

食品安全委員会は、国際基準より厳しい暫定規制値について、現行基準を「相当な安全を見込んだもの」、「緊急時に不適切といえる根拠もない」として容認。

暫定規制値は、「1年間毎日食べ続け、飲み続けても大丈夫。」なレベルに設定され、食べても健康に害がないのに、基準値を超えてない安全なものまで、しかも県単位の広域にわたる出荷制限をかけていることが、逆に不安をあおっている。

暫定規制値は、『相当な安全を見込んだもの、余裕をもった数値だから食べても安全』と説明をしながら、必要以上の規制は矛盾するのではないか。

不安をあおっている原因は、原災法の主旨を超える過大、過剰な現在の運用にある。

2、現在の『暫定規制値』の合理的説明を。

『暫定規制値』とこれを超える「検査値」の比較は、科学的、合理的であるべきだ。規制値は「1年間、飲み、食べ続けた場合の数値」、比較するなら検査値を適切にわかりやすく説明換算すべきである。

例えば、

- ①ヨウ素で、1kgあたり15,020ベクレル（規制値は2,000）のホウレンソウの影響は、0.33ミリシーベルトに相当。日本人の1日の平均摂取量は15g。実際の影響は0.0049ミリシーベルトに低下。10日食べ続けて、レントゲン検査1回分。1,000日食べ続けても、CTスキャン1回分より低い。しかも、ヨウ素は8日間で半減。1ヶ月で8分の1に。洗ったり、ゆでたりすれば減少。
- ②牛乳1ℓ当たり1510ベクレル（規制値は300）は0.033ミリシーベルトに相当。数回飲んでも自然界の放射能と同等の影響。200日1ℓ飲み続けてもCTスキャン1回分より低い。

規制値を少し超えたから、その野菜や水などをとらないというほうが、健康へのリスクは高い。食事の偏りや脱水症状をおこす。

現在の規制値は、

- ①これを超えたものを飲食しても健康被害が将来にわたってもないこと。
- ②1年間、飲み、食べ続けた場合の規制値であること。
- ③例えば、規制値と比較する場合、1時点（1日分）の検査値は一年値と比較するのだから、「検査値×1/365」として比較する等、適切にわかりやすい換算地を参考値として工夫すべき。
- ④「暫定基準値」とは、超えたものであっても健康に影響を及ぼす意味ではなく、この数値を超えたら、厳しいモニタリングをかけて調査し、分析して、対処することが必要となる意味。

IV. 食の生産地、地域経済、生活を守れ！

1、規制と補償

①出荷制限による直接被害と風評被害による二次被害

総理指示による出荷制限により、酪農家の原乳廃棄処分、農産物の廃棄等の「直接被害」と、出荷制限の対象とならない安全な農産物、加工食品についても、価格下落、返品などの「二次被害（いわゆる風評被害）」が生じている。

②規制に対する補償 <規制と補償は一体>

出荷できないために生じた損害については、今回の出荷制限は総理指示に基づくものであり、規制を行った以上、指示の対象となった県の農産物等について、国で責任を持って補償すべきである。（一次的には東京電力、最終的には国が責任を持って対応する旨を、官房長官が表明。）

特に、出荷制限により収入が途絶え、明日の資金にも困窮する、直接被害を被った生産者に対しては、補償を待たず、すぐにも資金手当てを措置する必要がある。具体的には、酪農、畜産、露地野菜などの全量買い上げ、被害農家への現金支給等も必要。

また、風評被害により、出荷ができなくなった作物や大幅な価格下落についても、適切な価格で買い取る等、二次被害として、補償する必要がある。

③補償範囲の考え方の明確化

補償範囲については、第一に、出荷制限の対象となった農産物等の直接被害の補償（福島県内の対象農産物）。第二に、出荷制限による風評被害を受けた福島県の農産物、加工食品の二次被害までを対象にすべきである。

その際、補償対象範囲の考え方を明確にするとともに、損害補償の具体的な方針を策定し、「相当因果関係」の解釈を明らかにして、公表すべきである。

④補償財源は、基本は原賠法、国賠法まで及ぶか

補償財源は、直接被害は原賠法、二次被害（風評被害）は原賠法の「相当因果関係」の解釈に左右される。

相当因果関係にあたらないとされるなら、総理の指示に起因する損害として、国家賠償請求ということになるが、裁判により請求しなければならないとなれば、長期間を要する。二次被害はあきらかに、福島県という広域に規制の網をかけた「総理指示」が原因であり、生産者が泣き寝入りしないよう国が責任をもって予算措置をすべきだ。

2、今後の米・野菜の作付と万全な補償

①土壌、水のモニタリングの実施と安心の作付

これから春の作付時期を迎える中、農家の皆さんは、不安を抱えて、困惑している。

国において、土壌、水のモニタリング調査を、緊急に実施するとともに、それらが農作物に与える影響について、十分な情報提供を行い、安全に作付できる農地と作物を明確にすべきである。

②安全・安心な土壌・水で耕作した農産物の風評被害についての補償

福島県では、土壌汚染と営農への影響等の判断のため、作付時期を遅らすよう、指導されているが、先のビジョンが明らかでなく、その後の補償も不明確である。

安全・安心な土壌・水で耕作した農作物については、消費者に対し、十分な情報提供を行うとともに、作付制限をした農産物は当然のこととして、風評被害により、生じた損害についても、国において、補償をすべきである。

V. がんばろう福島！たちあがろう福島！

郡山市・二本松市・本宮市・大玉村など福島県は、安全・安心・おいしいの農産物の宝庫である。

風評被害に負けず、まずは地産地消から、われわれが愛する故郷の農産物をみんなで食べよう。地域から立ち上がろう。地域の直売所、朝市、夕焼け市等、みんなで参加しよう。（第7弾へ続く。）